

議案第 6 2 号

墨田区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 1 月 2 8 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 墨田区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 3 1 年墨田区条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「1 0 0 分の 1 8 6」を「、6 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 1 8 6、1 2 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 2 0 2」に改める。

別表中「9 2 2, 0 0 0 円」を「9 4 9, 0 0 0 円」に、「7 9 2, 0 0 0 円」を「8 1 5, 0 0 0 円」に、「6 5 5, 0 0 0 円」を「6 7 4, 0 0 0 円」に、「6 3 2, 0 0 0 円」を「6 5 0, 0 0 0 円」に、「6 1 3, 0 0 0 円」を「6 3 1, 0 0 0 円」に改める。

第 2 条 墨田区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「、6 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 1 8 6、1 2 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 2 0 2」を「1 0 0 分の 1 9 4」に改める。

付 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 1 条の規定（別表の改正規定を除く。） 公布の日
- (2) 第 1 条中別表の改正規定 令和 6 年 1 2 月 1 日
- (3) 第 2 条の規定 令和 7 年 4 月 1 日

(提案理由)

諸般の情勢に鑑み、区議会議員の議員報酬の額及び期末手当の支給月数を改定する必要がある。